

お知らせ 今月の住民課窓口休日開庁日

問 住民課(役場2階)

☎823-9205 FAX.823-9627

- 今月の休日開庁日 11月11日(土)
- 開庁時間 8時30分～17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
- ※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
- ※旅券の申請は、一部受け付けができない場合があります。(住民票が海田町にない人の申請など)
- ※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口の開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付に係る臨時窓口を毎週木曜日に開設します。

- 今月の臨時窓口 11月9日(木)、11月16日(木)、11月30日(木)、17時15分～19時

●場所 住民課

※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。

- お知らせ 11月2日(木)の臨時窓口は、システムメンテナンスのため、行いません。



お知らせ 海田東公民館 証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場2階)

☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分  
開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行

お知らせ 路上漏水発見に向けて

問 上下水道課(役場3階)

☎823-9211(工務係) FAX.823-9839

晴れた日でも路面が濡れている、側溝にいつも水が流れているなど、路上漏水の恐れがある場合や、道路からの水漏れを発見した場合は、上下水道課まで連絡してください。いただいた情報をもとに上下水道課が調査を行います。路上漏水の早期発見・対応のため、協力をお願いします。

お知らせ 不用品の訪問買い取りに注意しましょう

問 町民生活課(役場3階)

☎823-9219 FAX.823-7927

海田町内で強引な訪問買い取りが増加しています。買い取り業者から「不用品の買い取りをする」という内容で電話がかかり、来訪後、実際は貴金属の買い取りを要求されています。売る気がなければきっぱりと断り、家に入れないようにしましょう。また、買い取りの依頼をする場合はひとりでも対応せず、家族や近所の人に同席を頼みましょう。

困ったときは警察(☎110)または消費者ホットライン(☎188)に相談しましょう。

- メールでの相談は「#相談してムーチョ」

<https://nackynailly.com/>

- トラブル防止のポイントなど

<https://nackynailly.com/faq/faqpost/98/>

お知らせ スマホなどで循環バス(ふれあいバス)の走行位置がわかります

問 町民生活課(役場3階)

☎823-9219 FAX.823-7927

「ひろしま公共交通ナビ『くるけん』」で循環バス(ふれあいバス)の現在位置がわかります。

<https://kuruken.jp>

WEBで「くるけん」と検索



- ・バス停毎のバス接近情報が到着順でわかります。
- ・バスの現在位置が到着順・地図上でわかります。(大雨・大雪などの際でも最新の運行状況がわかります)

なお、「ひろしま公共交通ナビ『くるけん』」は、路線バスにも対応していますので、利用してください。

お知らせ 防災士育成事業補助金

問 防災課(役場3階)

☎823-9208 FAX.823-7927

町民の防災意識の高揚、地域防災力の向上を図るため、日本防災士機構が実施する防災士の認定に必要な経費(受講料、受験料、登録料)を補助します。

- 研修会日程 広島会場 令和6年3月2日(土)・3月3日(日)
- 場所 広島県情報プラザ(広島市中区千田町3-7-47)
- 対象 海田町自主防災リーダー認定者
- 申し込み 個人で防災士研修講座に申し込み後、12月28日(木)までに、防災課に備え付けの海田町防災士育成事業補助金交付申請書を防災課へ提出してください。※くわしくは防災士研修センターホームページを確認してください。 <https://www.bousaishi.net>

お知らせ 自転車を安全に利用しましょう

問 町民生活課(役場3階)

☎823-9219 FAX.823-7927

自転車を安全に利用するために、自転車に乗るときのルール「自転車安全利用五則」を守りましょう。

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

※令和5年4月1日に施行された改正道路交通法により、すべての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車事故の発生状況を見ると、自転車乗車中にヘルメットを着用しなかったときの致死率は着用時と比べて高くなっており、頭部損傷が重大な事故につながることが確認されています。被害を軽減するため自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう。

お知らせ 自転車は「車のなかま」です

問 町民生活課(役場3階)

☎823-9219 FAX.823-7927

身近な移動手段である自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられており「車のなかま」です。そのため、道路を通行するときは車道通行が原則であり、車道の左側を通行することになっています。ただし、「普通自転車歩道通行可」の標示などがある歩道や、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときなどは例外として歩道を通行することができますが、歩道は歩行者優先です。歩行者が危険を感じる走行や、歩行者の通行を妨げるような運転はやめましょう。

みんなで交通ルールを守り、交通事故のない海田町にしましょう。

お知らせ 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

問 広島南年金事務所

☎253-7710

年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用していただくとパソコンやスマートフォンからいつでも年金記録を確認できるほか、さまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

くわしくは日本年金機構のホームページを確認してください。

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



お知らせ 医療費適正化に協力をお願いします

問 住民課(役場2階)

☎823-9206 FAX.823-9627

●休日や夜間の受診を見直しましょう  
休日や診療時間外の受診は、初診料や再診料とは別に割増料金が加算されるだけでなく、病院への負担にもなります。緊急などのやむをえない場合以外はなるべく避けましょう。

- かかりつけ医をもちましょう

自分や家族の病歴や普段の健康状態を把握してくれている「かかりつけ医」がいると安心です。気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。

また、あらかじめ体調不良の場合の対処法などを聞いておき、適切な受診を心がけましょう。

- 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は初診料や検査料の重複で医療費が増加するだけでなく、同じ検査のやり直しは体にも負担がかかります。何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

お知らせ 可燃ごみ(生ごみ・枝・葉・雑草)はよく乾かして出しましょう!

問 環境センター

☎823-4601 (FAX兼用)

生ごみは水分をよく切り、枝や葉はよく乾燥させ、雑草は土を落として乾燥させて出してください。

剪定や草取り直後は水分が多く含まれている状態で、2、3日天日干しするだけでも、可燃ごみの減量につながります。

水分を含んだままの生ごみや、枝葉、雑草は燃えにくく、焼却する時多くの燃料が必要となります。

皆さんの行動が、地球温暖化の防止になります。まずは、自分でできることから始めましょう!!



※枝木ごみを出す場合

可燃ごみで出す場合/長さ50cm以下・太さ5cm以下のもの  
大型ごみで出す場合/長さ1m50cm以下・太さ15cm以下にして出してください。

